

春日井市産後ケア事業委託仕様書

1 業務名

春日井市産後ケア事業委託

2 本事業の趣旨

心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子に対し、母親の心身のケアや育児のサポートをすることで、安心して子育てができる支援体制を強化することを目的に産後ケア事業を実施するものである。

3 期 間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

(1) 利用申込みの受付

ア 利用者から直接、利用希望の申込みを受付け、日程調整を行うこと。

(ア)「春日井市産後ケア事業利用登録承認通知書」(以下「承認通知書」という。)の有無確認（利用番号、利用期間、希望利用サービス）

※当市で利用承認されていない場合、全額（委託料を含む。）利用者負担となるため留意する。また、利用期間を過ぎていないか確認する。

(イ) 利用可能日数の確認

(ウ) 利用日の決定

イ 利用者へ来所時間、サービス提供内容、アレルギーの有無、必要な持ち物等の確認をとり、利用者の自己負担額及びキャンセル料について説明し、同意を得ること。

ウ サービス開始時に「承認通知書」の内容を確認すること。承認通知書の持参がない場合、市へ承認の有無を確認すること。

(2) サービスの提供

次に掲げるサービスの全て又はいずれかを別表1の区分に基づくサービス内容の提供により、実施するものとする。

ア ショートステイ（宿泊型）

母子を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児に関する指導等を実施する。

イ デイサービス（通所型）

母子に日帰りで施設を利用させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児に関する指導等を実施する。

ウ アウトリーイチ（訪問型）

母子の自宅等に訪問し、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児に関する指導等を実施する。

エ 本事業の実施により、受託事業者（以下「受託者」という。）は、ショートステイ及びデイサービスの実施にあたり、乳児のおむつ、おしり拭き、粉ミルク及び母親の産褥パット、母乳パット等、利用時に持参が必要な持ち物について説明すること。また、受託者の提供できるものについても説明すること。

オ 市より情報提供があった場合は、利用者に関して配慮すべき事項について対応すること。

カ 受託者は、責任をもってサービスの提供を行い、利用者からサービスへの質問・苦情等があった場合は、誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。

キ 利用者の自己負担額（詳細は4(4)を参照）を徴収し、領収書を発行すること。

ク 「承認通知書」の裏面＜事業者記載欄＞サービス種別欄に利用日と事業者名を記入すること。

ケ 母子健康手帳の「産後ケアの記録」欄に必要な記載を行うこと。

(3) 市への実績報告

サービス提供後、春日井市産後ケア事業実施報告書（様式1）（以下「実施報告書」という。）及び春日井市産後ケア事業実施報告一覧表（様式2）を作成し、翌月10日までに市へ報告すること。なお、受託者が必要と判断した事案が発生した場合は、隨時、市へ報告すること。

(4) 費用及び委託料の請求

ア 本事業の実施により、受託者が受け取る利用料は、別表2に掲げる額に利用日数を乗じて得た額とする。当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、前述の額に2人目以降の多胎児1人につき別表2に定める加算額に

利用日数を乗じて得た額を加算する。

イ 受託者は、アの利用料のうち、別表3に掲げる利用者の自己負担額に利用日数を乗じて得た額をサービス提供終了時に利用者から徴収する。

なお、本事業について利用者に追加徴収はしないこと。(例 個室料や利用者の居宅へ訪問するための交通費等)

ウ 受託者が委託料として市に請求する額は、アに定める利用料からイに定める利用者の自己負担額を控除した額とする。なお、承認通知書に記載する利用期間や利用可能日数を超えるものは、市に委託料を請求できないため留意すること。

(5) 重大事故発生時の報告

ア 報告の対象となる重大事故の範囲

(ア) 死亡事故

(イ) 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)

(ウ) 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

イ 報告様式

(ア) 教育・保育施設等重大事故報告書

(イ) 産後ケア事業 事故等発生時報告様式(母親のみの事故の場合)

ウ 報告期限

原則事故発生当日に市へ報告することとし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等について市と協力すること。

(6) その他

ア 利用料やキャンセル料の徴収は事業者の責任において行うものとし、徴収に要する経費等、負担の一切は事業者が負うものとする。

イ 4(2)で定めるサービスの提供内容以外を提供する場合は、利用者の同意を得たうえで実施し、その費用の徴収と領収書を発行すること。

5 サービスの提供者

本事業の実施時間内においては、本事業に従事する助産師を1名以上配置し、母体ケア、乳児ケア及び育児指導・相談等を行う実施体制が確保できること。ショートステイの場合、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看

護師を配置すること。この場合において、助産師、保健師又は看護師は、本事業の専任であることを要しない。

6 業務の実施にあたって

- (1) 受託者は、市及び児童福祉・母子保健関係機関等と連携・協力するとともに、適切な連絡体制を確保し、本事業を行うものとする。
- (2) 受託者は、市が提供を求めた情報については、速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、実施担当者に対し、本事業の実施に関する研修を実施するほか、市その他が開催する研修会等を受講させ、資質の向上に努めること。
- (4) 受託者は、実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び実施担当者の安全確保に努めること。
- (5) 受託者は、実施施設の食品衛生及び環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (6) 受託者は、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (7) 受託者は、事故等の緊急事態に備え、本事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。
- (8) 受託者は、利用者の身体、精神状態等が悪化した場合等の緊急時に必要な対応を行うこと。
- (9) 事故防止等に向けた安全面について（児の睡眠中のSIDS予防、乳児を預かる場合の留意点、緊急時の対応体制、重大事案等発生時の対応など）「春日井市産後ケア事業に係る安全対策マニュアル」に基づき対応を行うこと。

7 関係書類及び帳票類の取扱いについて

- (1) 受託者は、本事業の適正な実施を確保するため、次に掲げる関係書類及び帳票類を整備するとともに実施施設に備え付け、保管するものとする。
 - ア 委託契約書及び仕様書
 - イ 会計関係書類
 - ウ 人事労務関係書類
 - エ 利用者関係書類
 - オ その他必要書類
- (2) (1)に掲げる関係書類及び帳票類は、サービスの提供後5年間保存しなけ

ればならない。

- (3) 市は、受託者に対し、(1)に掲げる関係書類及び帳票類の提出又はサービス内容の確認等、必要な調査を実施することができる。

8 個人情報の取扱いに関する事項

本事業に関して取り扱う個人情報については、「春日井市個人情報保護条例」を遵守すること。

9 その他

- (1) 当該年度において実績のなかった場合、翌年度の契約を見合わせることがある。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、受託者と市が協議し決定するものとする。

別表1

区分	サービス内容	
ショートステイ (宿泊型)	原則、午前10時から翌日午後4時までを1泊2日の入所時間から退所時間とし、1泊2日につき4食の食事(連泊の場合、1泊ごとに3食追加)及び右欄のサービスを必要に応じて提供する。	ア 産後の母体管理及び生活面の指導 イ 乳房手当、乳房トラブルに関する相談 ウ 授乳方法 エ 沐浴及び入浴方法 オ 発育・発達に関すること カ 体重・排泄の観察 キ スキンケアに関する相談 ク 家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方に関する相談及び指導 ケ 産婦の心理面のケア コ その他の必要とする保健指導
デイサービス (通所型)	原則午前10時から午後4時までの利用を1日とし、1食の食事及び右欄のサービスを必要に応じて提供する。	
アウトリーチ (訪問型)	原則午前9時から午後5時までの間のうち、3時間程度を1回とし、右欄のサービスを必要に応じて提供する。	

別表2 利用料

	ショートステイ	デイサービス	アウトリーチ
1日当たりの金額	28,000円	17,000円	8,000円
多胎児による加算額	2,800円	1,700円	800円

ショートステイの1日は、0時から24時までとする。(1泊2日の場合、2日)

デイサービスの1日は、原則午前10時から午後4時までとする。

アウトリーチの1回とは、原則午前9時から午後5時までのうち、3時間程度とする。

産後ケア事業は非課税。

別表3 利用者の自己負担額

利用者世帯区分		ショートステイ (1日当たり)	デイサービス (1日当たり)	アウトリーチ (1回当たり)
区分1	市民税課税世帯	3,000円	2,000円	1,000円
区分2	生活保護 市民税非課税世帯	0円	0円	0円

備考 多胎児による加算額は0円とする。